(二)　能力に応じた適切な処遇の確保及び雇用管理の改善に努めること。（第八条第四項関係）

(三)　災害応急対策工事等に従事する者の負傷等に対する補償等のため、適切な保険契約を締結するよう努めること。（第八条第五項関係）

4　競争が存在しないことの確認による方式

地域において競争が存在しない状況が継続すると見込まれる公共工事等の契約について、公募を行い、競争が存在しないことを確認したときは、随意契約によることができることとした。（第二一条関係）

5　発注関係事務の実施に関する支援等

(一)　国及び都道府県は、発注者の職員の育成を支援するため、講習会の開催等の必要な措置を講ずるよう努めることとした。（第二二条第五項関係）

(二)　国は、発注者の発注関係事務の実施の実態の調査等に努め、必要な助言を行わなければならないこととした。（第二三条関係）

6　公共工事の品質確保のための基盤の整備等

公共工事の品質確保のための基盤の整備等として、次に掲げる規定を追加することとした。

(一)　国及び地方公共団体は、職業訓練実施者への支援等に努めること。（第二六条関係）

(二)　国は、公共工事の請負契約の締結状況及び下請負人等による賃金の支払等並びに公共工事に従事する者への休日の付与の実態の調査等を行うとともに、必要な施策の実施等に努めること。（第二七条関係）

(三)　国は、公共工事等に必要な高度な技術の研究開発に資するため、民間事業者等相互間の連携の促進に努めるとともに、民間事業者等による当該研究開発の成果の有効な活用のため、知的財産権の取扱いへの配慮に努めること。（第二八条関係）

(四)　国は、公共工事等に関する技術に係る研究開発等の安定的な推進のため、必要な措置を講ずるよう努めること。（第二九条関係）

(五)　地方公共団体は、公共工事等の実施時期の平準化を図るための施策等の実施に当たり、関係部局の相互の緊密な連携の確保に努めること。（第三〇条関係）

(六)　国及び地方公共団体は、公共工事の品質確保等の重要性に関する国民の関心と理解を深めるための広報活動等の充実等に努めること。（第三一条関係）

(七)　国は、公共工事に関する調査等の担い手の中長期的な育成及び確保に留意して、資格等の制度運用の在り方等について検討を加え、必要な措置を講ずること。（第三二条関係）

二　公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部改正関係

1　適正化指針に定める事項の追加

適正化指針に、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための体制の整備に関することを定めることとした。（第一七条第二項第七号関係）

2　勧告等

(一)　国土交通大臣及び財務大臣は、適正化指針に照らして特に必要があると認めるときは、各省各庁の長又は特殊法人等を所管する大臣に対し、必要な勧告をできることとした。（第二〇条第三項関係）

(二)　国土交通大臣及び総務大臣は、適正化指針に照らして特に必要があると認めるときは、地方公共団体に対し、必要な勧告等をできることとした。（第二〇条第四項関係）

三　測量法の一部改正関係

1　測量成果の公開規定の改正等

何人も、国土地理院の長に対し、国土交通省令で定めるところにより、基本測量の測量成果等の電磁的記録等の請求をできることとした。（第二八条第一項及び第四二条第二項関係）

2　測量士及び測量士補となる資格の追加

国土交通大臣が知識等を有するものと認定した者は、測量士等となる資格を有することとした。（第五〇条第六号及び第五一条第五号関係）

3　測量に関する専門の養成施設の登録要件の柔軟化

測量に関する専門の養成施設の登録要件の科目等を国土交通省令に委任することとした。（第五一条の四関係）

4　測量士及び測量士補となる資格の在り方の検討規定の追加

政府は、測量士等となる資格の在り方について検討を加え、必要な措置を講ずることとした。（第五四条の二関係）

5　測量業者としての登録拒否事由の追加

国土交通大臣は、測量業者としての登録を受けようとする者が、暴力団員等であるときは、その登録を拒否しなければならないこととした。（第五五条の六第一項関係）

四　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。

---

**◇障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律の一部を改正する法律**（法律第五五号）（文部科学省）

1　第五条第二項の規定による電磁的記録の提供の特例

第五条第二項の規定により電磁的記録の提供を行うことができることとされた教科用特定図書等の発行には、当分の間、障害のある児童及び生徒並びに日本語に通じない児童及び生徒の双方の学習の用に供するために行う教科用特定図書等の発行を含むものとした。（附則第三条関係）

2　著作権法の特例

1に規定する障害のある児童及び生徒並びに日本語に通じない児童及び生徒の双方の学習の用に供するために行う教科用特定図書等の発行に係る教科用特定図書等について、必要な読替えを行うこととした。（附則第四条関係）

3　施行期日

この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行することとした。

---

**◇地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律**（法律第五六号）（環境省）

1　定義

この法律における「国が決定する貢献」及び「国際協力排出削減量」を定義することとした。（第二条第八項及び第九項関係）

2　地方公共団体実行計画等

共同して地方公共団体実行計画を策定する都道府県及びその区域内の市町村は、当該地方公共団体実行計画において地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を定めることができるものとした。（第二一条第六項関係）

3　数市町村にわたる事項の処理等

二以上の計画策定市町村の区域内における地域脱炭素化促進事業計画の認定については、計画策定市町村等の権限に属させた事項は、当該計画策定市町村が属する都道府県等が処理するものとした。（第二二条の五関係）

4　宅地造成及び特定盛土等規制法の特例

認定地域脱炭素化促進事業者が認定地域脱炭素化促進事業計画に従って行う行為については、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三六年法律第一九一号）の許可があったものとみなすものとした。（第二二条の二及び第二二条の一〇関係）

5　国際協力排出削減量の記録等

(一)　国際協力排出削減等協力事業の実施

(1)　国際温室効果ガス排出削減等協力事業を実施しようとする者は、国際温室効果ガス排出削減等協力事業の設計に係る事項を記載した書類その他主務省令で定める書類を主務大臣に提出するものとした。（第五七条の二第一項関係）

(2)　主務大臣は、(1)により提出された書類の内容を確認するとともに、当該国際温室効果ガス排出削減等協力事業の実施について、当該相手国の権限ある当局と協議するものとした。（第五七条の二第四項関係）

(3)　主務大臣は、(2)による協議の結果、当該相手国の権限ある当局の同意があった場合は、速やかに、その旨を当該国際温室効果ガス排出削減等協力事業を実施しようとする者に通知するものとした。（第五七条の二第五項関係）